

令和3年6月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ワ)第99号 社員総会決議取消請求事件

令和3年4月14日 口頭弁論終結

判

決

[REDACTED]
原 告

同訴訟代理人弁護士

兵庫県赤穂市加里屋98番地16

被 告

公益社団法人日本パワーリフティング協会

同代表者代表理事

古 城 資 久

同訴訟代理人弁護士

同

[REDACTED]
主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告の令和元年11月24日付臨時社員総会における、現職理事を全員解任する旨の決議及び[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]を理事に選任する旨の決議をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告の令和元年11月24日開催の臨時社員総会（以下「本件総会」という）の招集の手続又は決議の方法が著しく不公正であると主張して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）266条1項に基づき、本件総会における現職理事を全員解任する旨の決議及び[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という）、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という）、[REDACTED]



[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という), [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という), [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という) を理事に選任する旨の決議の取消を求めた事案である。

1 前提事実

(1) 事実経過

ア 被告は、パワーリフティング競技の普及・振興を図るための事業等を行う公益社団法人であり、原告は、被告の社員であり、本件総会開催時まで被告の専務理事であった者である（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

イ かねてから被告の理事間には対立があり、理事会決議に基づく社員総会招集がされない状態が続いている（争いのない事実）。

ウ 令和元年10月28日、当裁判所において、社員総会の招集を許可するとの決定（以下「本件決定」という）がされた（甲1）。

エ 被告の本件総会当時の理事は、[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という), [REDACTED], [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という), [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という), [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という), [REDACTED], [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という) 及び原告であった（弁論の全趣旨）。

オ 同年11月24日、本件総会が開催され、次の各議案（以下、総称して「本件各議案」という）が提出され、これらを可決する決議がされた（甲10）。

(ア) 第1号議案

正会員 [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という) の正会員資格4年間停止

(イ) 第2号議案

理事全員の解任

(ウ) 第3号議案

新理事5名 ([REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED] 及び [REDACTED]) の選任

カ 本件総会において、議長であった [REDACTED] は、原告の質疑に対する回答を打ち切り、本件各議案の採決に入った（争いのない事実）。

キ 第1号議案の決議について、[]から本案判決確定まで仮に停止することを求める仮処分命令の申立がされ、和解（以下「別件和解」という）が成立した（争いのない事実）。

ク 原告は、令和2年2月21日、当裁判所に対し、第2号議案及び第3号議案の取消を求めて本件訴訟を提起した（当裁判所に顯著な事実）。

（2）被告の規則等

ア 役員選任規則（甲7）

（ア）第2条（理事候補者の推薦）第1項

理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、社員総会に推薦するものとする。

（1）加盟都道府県協会【中略】が互選により推薦する者 11名以内

（2）加盟団体【中略】が推薦する者 2名以内

（イ）第5条（役員資格条件）第1項

第2条第1項第1号及び第2号に基づいて加盟都道府県協会及び加盟団体が推薦した理事候補者が前条に規定する制限年齢を超えていたときは、当該候補者は、社員総会における理事選任にあたって理事候補者となる資格を有しない。

イ 役員選任時の条件等に関する細則（甲4。以下「役員選任等細則」という）

（ア）第2条（推薦受付け時期）第1項

役員選任規則第2条に基づく理事候補者の推薦は、役員の任期満了となる年度末の6ヶ月前までに行うものとする。

（イ）第3条（選考委員会）第1項

社員総会へ推薦される役員候補者のとりまとめと役員候補者の資格審査等を行うために、理事会において選考委員会の設置を決め、選考委員を選任する。

(ウ) 第4条（選任の判断基準等）第1項

役員選任規則第2条第1号及び第2号に規定する理事候補者を社員総会に推薦するにあたり、その判断基準として、次の各号に定める事項を必須条件とする。【中略】

(8) 役員・職員倫理規程、賞罰規程、競技者等に関する規程、公認審判員規程による処分を受けたことがないこと又は処分検討の対象になつていないこと

2 争点

(1) 代表理事であった[]が原告らの理事会招集要求を故意に無視して違法に本件決定を得たか（争点A）

ア 原告

代表理事であった[]は、原告ら改革派からの7回にもわたる理事会招集要求を無視する一方、かかる事情を当裁判所に秘して[]らと結託して本件総会招集許可申立について協力し、本件決定を得た。

したがって、招集の手続が著しく不公正な場合に当たる。

イ 被告

本件決定を得たのは[]らであり[]ではないから、原告の主張は主体を混同するものである。確かに被告の理事間で対立があり、理事会決議に基づく社員総会招集がされず、相互に臨時社員総会開催を請求し合うような機能不全状態に陥っていたことは事実であるが、そうであるからこそ、[]らは本件決定を得て、本件総会を招集したものであり、招集の手続に何ら不公正な点はない。

(2) 本件総会で原告らの議題が取り上げられなかつたか（争点B）。

ア 原告

本件総会の招集通知は、本件総会の3週間前を切る時点でされたため、原告らは社員総会における社員提案権の行使（法43条）や議案の提出（法

44条) ができなかつた。仮に出していたとしても、委任状出席が多数に上るため議長一任と同等の結果にしかならなかつた。

したがつて、招集の手続が著しく不公正な場合に当たる。

イ 被告

本件総会において、本件各議案以外の議案について決議がされなかつたのは、社員提案権の行使（法43条）や議案の提出（法44条）がなかつたからであり、招集の手續に不公正な点はない。

(3) 新理事の選任について所定の手續が執られなかつたか（争点C）

ア 原告

理事の選任については、書類を6か月前までに提出し、理事会において選考委員会の設置を決め選考委員を選任し、選考委員会において事前審査を行い社員総会に判断資料として提出し、常務会において同様の審議がされなければならないところ（役員選任規則2条、役員等選任細則3条等）、第3号議案の提出についてこのような手續が履践されていない。

したがつて、決議の方法が著しく不公正な場合に当たる。

イ 被告

原告が主張する役員選任規則、役員等選任細則等は、被告理事会が理事候補者を社員総会に推薦する際の手續を定めた内規に過ぎず、第3号議案のように裁判所の許可を得て[]らが上程したものについて適用されるものではない。

(4) 新理事の選任は役員等選任細則に違反するか（争点D）

ア 原告

新たに選任された理事のうち[]、[]及び[]は、前理事であり、理事会により公正、公平な判断ができないという倫理規定（役員等選任細則4条1項8号）違反を理由として解任された者であるから、再任できなければはずである。

したがって、決議の方法が著しく不公正な場合に当たる。

イ 被告

役員等選任細則第4条第1項第8号は、理事の資格条件を定めたものではなく、被告理事会が理事候補者を社員総会に推薦する際の必須条件を定めた内規に過ぎない。また、[]、[]及び[]は、理事を解任されたことがあるというだけであって、役員・職員倫理規程、賞罰規程、競技者等に関する規程、公認審判員規程による処分を受けたこともないし処分検討の対象になつてもいなかつたから、同号に反しない。

(5) 別件和解により、第2号議案の成立根拠がなくなったか（争点E）

ア 原告

本件各議案は、[]の被告実質支配による混乱から理事会開催ができなくなつたため、これを打開するために提出されたものであるから、[]の資格停止を内容とする第1号議案について別件和解が成立した以上、[]の行動を原因として提出された第2号議案の成立根拠がなくなり、同議案は効力を失う。

したがって、決議の方法が著しく不公正な場合に当たる。

イ 被告

別件和解は、第2号議案の議決の効力に影響を与えるものではない。

(6) 本件総会において本件各議案が説明も質疑応答もされずに強引に議決されたか（争点F）

ア 原告

本件各議案について十分な説明も質疑応答もなされず、数の力だけで、強引に議決されていることは、本件総会の議事の録音反訳からも明らかである。[]は、総会出席者の合理的な疑問には答えるべきであり、高压的に質疑を打ち切って採決に入つていいというわけではない。

したがって、決議の方法が著しく不公正な場合に当たる。

イ 被告

社員総会において出席者の質疑が尽きるまで応答し続けなければならぬというものではなく、出席者において、決議事項の内容が理解でき、その賛否が決定できるだけの質疑応答がされたときは、質疑を打ち切り採決に入ってかまわないと解されるところ、本件各議案は、容易に内容が理解できるものであり、招集通知に内容及び理由も記載されていたのであるから、審議は尽くされたものであり、質疑応答を打ち切ったことに問題はない。

(7) 第2号議案について理事に弁明の機会が与えられなかつたか（争点G）

ア 原告

解任される理事にとって、何らかの解任理由があると考えるのが通常であり、そのような場合に、何の理由説明もせず、弁明も受けつけないのは、適切な議事運営とはいえない。

したがって、決議の方法が著しく不公正な場合に当たる。

イ 被告

第2号議案の説明は開催通知に記載されているから改めて説明する必要はない。また、社員総会決議で理事を解任するのに理由は不要である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、証拠（後掲各書証、甲12、原告本人）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) 被告社員 [] , [] , [] , [] , [] , [] 及び [] (以下「[] ら7名」という) は、被告の総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員であったところ、令和元年9月下旬、被告代表理事であった [] に対し、法37条1項に基づき、本件各議案の決議を求める臨時社員総会の招集を請求した（乙6の1～7）。

(2) 被告社員原告、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という）、[REDACTED]、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という）、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]は、同年10月上旬、被告に対し、理事として[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]を理事として、[REDACTED]を監事として推薦し、[REDACTED]の理事解任等を議題とする臨時社員総会の開催を請求した（乙8の1～12）。

(3) 同月5日、原告を含む常務会員で、被告事務局に対し、上記(1)の臨時社員総会の招集の応諾を留保する旨の指示が出された（乙7）。

(4) [REDACTED]ら7名は、同月11日、当裁判所に対して、法37条2項に基づく本件総会招集許可の申立を行い、同月28日、本件決定を得た（甲1、乙10）。

(5) [REDACTED]ら7名は、同年11月5日付で、概ね次の内容の本件総会招集通知を発した（甲3）。

ア 開催日時 令和元年11月24日16時から18時

イ 開催場所 T K P 東京駅セントラルカンファレンスセンター

ウ 会議の目的事項 本件各議案

エ 議決事項の説明

(ア) 第1号議案

[REDACTED]が被告関係者の自由な意見表明を委縮させる行為を行い、被告の正常な運営を混乱させたため、役員・職員倫理規程第4条に違反するものとして、[REDACTED]の正会員資格の4年間停止を求める。

(イ) 第2号議案

理事会の運営は、[REDACTED]の実質支配と映るような対立と排除が続く状況であり、理事会が公平・公正な判断や審議ができなくなっているため、まともに理事会開催ができない状況に陥っているため理事全員の解任を求める。

(ウ) 第3号議案

[■], [■], [■], [■]及び[■]を新理事として選任する。

(6) 同年11月24日、本件総会が開催され、社員66名のうち[■], [■], [■]
[■], [■]ら13名の被告社員が出席したほか、47名が委任状出席し、
[■]が議長に選出され、本件各議案が提出された（甲10）。

(7) 本件総会における質疑応答の状況は次のようなものであった（甲9）。

[■]：議案提案についてご説明いたします。既にお手元に議案が行っておりますので簡単にします。第1号議案、第2号議案、第3号議案を一括して説明します。…賛成意見、反対意見ございますでしょうか。

[■]：今の意見に…賛成です。

[■] その他の議案はございませんか。では、議決に。

[■]：1号議案は[■]の処分ですよね。[■]は、私の父でもあるのですけど、…[■]の正会員の辞任届は無効だという判断されたということですかね。

[■]：事務局から説明します。

事務局：…宛先が書いておりませんので、誰に出されているか、この規程にそっていないということで無効という判断になりました。

[■]：あと2号なんんですけど、…一括解任をやろうとした場合、定款変更が本当は必要なんじゃないですかね。

監事：いや不要ですね。

[■]：他にご質問はございますか。

[■]：全員を解任することは、完全に被告を解体するというようなことですね。それを、そのままやっていこうというお気持ちなのでしょうか。

[■]：只今の質問は議決と無関係な質問でございますので、会議の後にご相談ください。…他にご質問はございますか。

原告：議長の方から先ほど説明があったのですが、この裁判所の許可をもらっていると、そもそもになるのですが、どうして裁判所の許可をもらわないと開催できなかったのでしょうか。

〔 〕：それについては、わたくしはお答えする立場にございません。…我々は正会員でありますからこれを申し立てる権利があります。以上です。

原告：その経緯を明らかにして欲しいのですよ。

〔 〕：いや、経緯を明らかにしません。…では議決に入ります。

原告：いや、その前に質問が一つあります。

〔 〕：疑義は受け付けません。…疑義は打ち切りました。

原告：それはちょっと。…いや、質問なしに、その総会をやるというのは、ちょっとおかしいのじゃないですか。

〔 〕：議決の前に質問してください。

(8) 本件各議案は、いずれも賛成多数（第2号議案については、賛成46、否認13、白紙1、第3号議案については、〔 〕、〔 〕及び〔 〕につき、各賛成45、否認14、白紙1、〔 〕及び〔 〕につき、各賛成46、否認13、白紙1）で可決された（甲10）。

2 判断

(1) 争点Aについて

社員総会の招集の手続が著しく不公正な場合とは、招集者が総会の議題を一部の社員にのみ隠して教えなかった場合のように、招集の手続そのものが不公正さを帶びている場合をいうところ、原告の主張する〔 〕が当裁判所から違法に総会招集決定を得たことというのは、このような招集の手続そのものの瑕疵ではなくその前提手続の瑕疵をいうものに過ぎないから、失当である。

(2) 争点Bについて

原告の主張は法44条に基づく議案の提出等をしたのに本件総会で取り上げられなかつたというものではなく、どうせ議長一任で押し切られるから、そもそも議案の提出等をしなかつたというものであり、結局、プロキシー・ファイト（委任状勧誘合戦）に敗れた側が不平を述べているに過ぎないもの

であるから、失当である。

(3) 争点Cについて

前記前提事実のとおり、原告の主張する役員選任規則、役員等選任細則等が存在することは事実である。しかし、前記認定のとおり、本件総会は、理事間の派閥対立のため、理事会決議を経て社員総会を招集することができなかつたため、[]ら7名が法37条2項に基づき当裁判所に対し本件総会招集許可の申立をし、本件決定を得て、招集したものであるから、理事会がまともに機能していることを前提とする理事候補者の推薦手続が執られることを期待できない状況であったといえる。したがって、第3号議案が新理事の選任について所定の手続を履践していないことは前提となっているのであり、そのことをもって決議の方法が著しく不公正な場合に当たるということはできない。

(4) 争点Dについて

上記(3)と同様であって、役員等選任細則第4条第1項第8号は、理事会がまともに機能している場合において、理事会が理事候補者を社員総会に推薦する際の必須条件を定めた内規に過ぎないから、第3号議案の提出がこのような必須条件の吟味を経ていないとしても、そのことが決議の不公正を基礎づけることにはならない。また、仮にかかる条件を理事選任のための前提とするとしても、[]、[]及び[]が、役員・職員倫理規程、賞罰規程、競技者等に関する規程、公認審判員規程による処分を受けたか又は処分検討の対象になっていたと認めるに足りる証拠はない。

(5) 争点Eについて

別件和解は、あくまで本件総会後における[]と被告との間の仮処分申立手続で成立したものであり、そのことが既に成立している第2号議案の効力に影響を及ぼすものではないから、この点に関する原告の主張は失当である。

(6) 争点Fについて

原告は、質疑を打ち切って採決に入ったことが、決議方法が著しく不公正な場合に当たると主張し、被告も、質疑を打ち切り採決に入ったこと自体は認めている。この点、理事は社員総会において社員から特定の事項について説明を求められた場合には当該事項について必要な説明をしなければならないと規定されている（法53条）ところから、一応、招集者側による質疑の一方的打切りは、決議の方法の不公正に当たりうる可能性がある。しかし、被告も主張するように無制約に質疑に応じなければならないというものではなく、議題についての説明もなく、出席者に質疑討論の機会を与えるとともになく、強引に議事を進め、採決を強行したような場合に限って著しく不公正という評価がなされ得るものというべきである。しかるところ、前記認定事実(7)のとおり、[]は、本件各議案について簡潔に説明したうえで、質疑応答に入り、[]の辞任届の効力如何といった[]の質問には事務局や監事をして回答させる一方、理事全員解任は被告の解体ではないのかといった[]の意見としか思われない質問や、本件総会招集許可申立の経緯などといった原告の訊かずもがなの為にする質問には回答を拒んだ上で、質疑を打ち切って採決に入っているのであるから、決議の方法が著しく不公正であるとまではいうことができない。

(7) 争点Gについて

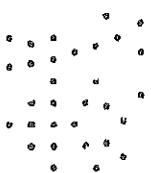
理事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができ、解任された理事は場合によって解任によって生じた損害の賠償を請求できるに過ぎない（法70条）。このように解任自体には理由は不要であるから、社員総会において解任された理事が当該総会において弁明の機会が与えられなかつたとしても、そのことをもって社員総会の決議の方法が著しく不公正であるとはいえない。

- 3 以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所姫路支部

裁判官

浅 井 隆 彦



これは正本である。

令和3年6月9日

神戸地方裁判所姫路支部

裁判所書記官 西村 徹